

「千代川圏域 県管理河川の減災対策協議会（仮称）」 設立趣旨（案）

鳥取県では、人口減少・少子高齢化が進む状況下で、住み慣れた地域で安心して暮らし続け、地域の豊かな資源や特性を活かして将来にわたり発展していくため、『鳥取県元気づくり総合戦略(平成27年10月策定、平成28年6月改定)』において、「県内から消滅可能性都市をゼロ」にすることを目標として掲げ、人口減少対策など鳥取発の地方創生に向けた取組を推進しています。

また、近年の地球温暖化に伴う気候変動により、観測史上最大となる降雨が頻発し、全国的に洪水による堤防決壊等の大規模な水害が多発している中、『鳥取県国土強靱化計画(平成28年3月策定)』を策定して、いかなる自然災害が起こっても、機能不全に陥ることが避けられるような「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域・経済社会の構築に取り組んでいます。

そのような中、平成27年9月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川における堤防決壊に伴い、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生し、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生しました。

さらに、平成28年8月、相次いで発生した台風に伴う豪雨により、北海道及び東北地方の各地で氾濫被害が発生し、特に岩手県が管理する小本川では要配慮者利用施設において入所者が逃げ遅れて犠牲になるなど、痛ましい被害が発生しました。

これらの災害をうけ、国管理の大河川だけではなく、都道府県等が管理する中小河川においても、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生する」との考えに立ち、社会全体で常に洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築する取組を加速し、本格展開することが求められています。

本県においても、近年短期的・局地的豪雨が頻発しており、1時間100mm以上の局地的豪雨を観測するなど、大規模氾濫の懸念が高まっています。

一方、県内河川は全国的にも急流河川であり、特に県管理の中小河川等は、流域面積が小さく延長が短く、かつ河川断面も小さいことから、局地的に発生する集中豪雨等により急激な水位上昇を引き起こす場合が多く、その上、県管理河川の整備率は低く、堤防幅が確保されていない箇所が多いため、必ずしも治水安全度が確保できていません。さらに県管理河川は、国管理河川に比して、格段に河川数は多く延長も長いことから、河川状況の詳細な把握が困難な状況となっています。

また、人口最少県である本県では、人口減少、少子高齢化が進み、地域コミュニティの変化等の影響もあり、「自助」・「共助」による避難行動の実施、水防活動等に関する地域防災力の低下が懸念されています。

しかし、そのような中でも、「人と人の絆」で結ばれた鳥取の強みをさらに伸ばし、いつまでも地域社会の中で安心して暮らすことのできる地域づくりを目指しており、昨年発生した鳥取県中部地震でも「人と人の絆」の力が発揮されています。

こうした背景や経緯を踏まえ、県東部の県管理河川においても、河川管理者、沿川市町等の関係機関が連携・協力し、減災のための目標を共有、ハード・ソフト対策を一体的、計画的に推進する「千代川圏域 県管理河川の減災対策協議会」を設立します。

千代川圏域 県管理河川の減災対策協議会（仮称）

千代川圏域 県管理河川の減災対策協議会（仮称） 規約（案）

（名称）

第1条 本会は、「千代川圏域 県管理河川の減災対策協議会（仮称）」（以下「協議会」という。）と称する。

※この協議会で対象とする河川は、一級河川千代川水系及び鳥取県東部の二級水系のうち、鳥取県管理区間を示す。

（目的）

第2条 協議会は、鳥取県管理河川における堤防の決壊、越水や越波等に伴う浸水被害に備え、隣接する市町や県、国等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的かつ計画的に推進し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

（協議会の実施事項）

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- （1）洪水の浸水想定等の水害リスク情報と、現状の減災に係る取組状況等の共有
- （2）円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排除を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成・共有
- （3）「地域の取組方針」に基づく対策の検討及び実施状況のフォローアップ
- （4）その他、大規模水害に関する減災に関して必要な事項

（協議会）

第4条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

2 協議会は、前項によるもののほか、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

（幹事会）

第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会の下に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2に掲げる構成員をもって構成する。

3 幹事会は、前項によるもののほか、必要に応じて構成員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第6条 協議会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより、公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないことができる。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、鳥取県県土整備部河川課に置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定める。

(附則) 本規約は、平成29年5月 日から施行する。

別表 1

千代川圏域 県管理河川の減災対策協議会（仮称）

（委員）

鳥取市長

岩美町長

若桜町長

智頭町長

八頭町長

国土交通省 中国地方整備局 鳥取河川国道事務所長

気象庁 鳥取地方气象台長

鳥取県 危機管理局長

鳥取県 県土整備部長

鳥取県 鳥取県土整備事務所長

鳥取県 八頭県土整備事務所長

（オブザーバー）

国土交通省 中国地方整備局 河川部

（事務局）

鳥取県 県土整備部 河川課

別表 2

千代川圏域 県管理河川の減災対策協議会幹事会（仮称）

（構成員）

鳥取市 防災調整監

鳥取市 都市整備部長

鳥取市 環境下水道部長

岩美町 総務課長

若桜町 総務課長

智頭町 総務課長

八頭町 総務課 防災室長

国土交通省 中国地方整備局 鳥取河川国道事務所 副所長

気象庁 鳥取地方气象台 防災管理官

鳥取県 危機管理局 副局長

鳥取県 県土整備部 次長

鳥取県 鳥取県土整備事務所 計画調査課長

鳥取県 鳥取県土整備事務所 河川砂防課長

鳥取県 八頭県土整備事務所 建設総務課 計画調査室長

鳥取県 八頭県土整備事務所 河川砂防課長

（オブザーバー）

国土交通省 中国地方整備局 河川部

（事務局）

鳥取県 県土整備部 河川課